



議案第 其
号

三朝町簡易水道等使用条例の一部改正について

次のとおり、三朝町簡易水道等使用条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十六年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十六年参月拾八日原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町簡易水道等使用条例の一部を改正する条例

三朝町簡易水道等使用条例（昭和二十二年三朝町条例第十三号）の一部を次のように改正する。

別表一中施設名「助谷簡易水道」の次に「久原簡易水道」を、給水区域「助谷部落」の次に「久原部落」を加える。

附 則

この条例は公布の日から施行する。